

# 令和3年3月市議会定例会

## 福祉保健部

### 議案説明資料

#### (当初予算分)

#### 目 次

##### 【予算案件】

- |   |                               |         |
|---|-------------------------------|---------|
| 1 | 令和3年度福祉保健部所管予算（案）総括表          | 1 頁     |
| 2 | 市民後見推進事業について（拡充）              | 4 頁     |
| 3 | 高齢者エアコン購入費等助成事業について（新規）       | 5 頁     |
| 4 | ほっこり・にっこり・ふれあい交流促進事業について（新規）  | 6 頁     |
| 5 | 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業について（新規） | 7 頁     |
| 6 | 住民主体型通所サービス事業について（拡充）         | 8 ～ 9 頁 |

##### 【条例案件】

- |   |                      |           |
|---|----------------------|-----------|
| 7 | 富山市介護保険条例の一部改正について   | 10 ～ 12 頁 |
| 8 | 富山市国民健康保険条例の一部改正について | 13 ～ 14 頁 |

# 1 令和3年度 福祉保健部所管予算（案）総括表

## 【一般会計】

（単位：千円、％）

区分 予算科目（款・項）	令和3年度 当初予算(案) A	令和2年度 当初予算 B	対前年度比較	
			増減額 A-B	増減率 A/B
福祉保健部 合計	38,668,141	38,439,752	228,389	100.6
(款3) 民生費	34,562,785	34,428,643	134,142	100.4
(項1) 社会福祉費	29,074,791	29,264,902	△ 190,111	99.4
(項2) 児童福祉費	1,245,871	1,164,983	80,888	106.9
(項3) 生活保護費	4,242,122	3,998,757	243,365	106.1
(項6) 災害救助費	1	1	0	100.0
(款4) 衛生費	4,105,356	4,011,109	94,247	102.3
(項1) 保健衛生費	4,041,669	3,948,567	93,102	102.4
(項2) 環境衛生費	63,687	62,542	1,145	101.8

## 【後期高齢者医療事業特別会計】

（単位：千円、％）

区分 予算科目（款・項）	令和3年度 当初予算(案) A	令和2年度 当初予算 B	対前年度比較	
			増減額 A-B	増減率 A/B
後期高齢者医療事業特別会計 合計	11,161,331	10,924,570	236,761	102.2
(款1) 総務費	132,086	287,695	△ 155,609	45.9
(項1) 総務管理費	115,063	270,474	△ 155,411	42.5
(項2) 徴収費	17,023	17,221	△ 198	98.9
(款2) 後期高齢者医療広域連合納付金	11,012,745	10,620,375	392,370	103.7
(項1) 後期高齢者医療広域連合納付金	11,012,745	10,620,375	392,370	103.7
(款3) 諸支出金	15,500	15,500	0	100.0
(項1) 償還金及び還付加算金	15,500	15,500	0	100.0
(款4) 予備費	1,000	1,000	0	100.0
(項1) 予備費	1,000	1,000	0	100.0

【まちなか診療所事業特別会計】

(単位：千円、%)

区分 予算科目 (款・項)	令和3年度 当初予算(案) A	令和2年度 当初予算 B	対前年度比較	
			増減額 A-B	増減率 A/B
まちなか診療所事業特別会計 合計	131,248	142,094	△ 10,846	92.4
(款1) 総務費	113,502	124,292	△ 10,790	91.3
(項1) 施設管理費	113,502	124,292	△ 10,790	91.3
(款2) 医業費	17,746	17,802	△ 56	99.7
(項1) 医業費	17,746	17,802	△ 56	99.7

【介護保険事業特別会計】

(単位：千円、%)

区分 予算科目 (款・項)	令和3年度 当初予算(案) A	令和2年度 当初予算 B	対前年度比較	
			増減額 A-B	増減率 A/B
介護保険事業特別会計 合計	44,286,465	43,913,244	373,221	100.8
(款1) 総務費	809,730	776,380	33,350	104.3
(項1) 総務管理費	382,541	356,508	26,033	107.3
(項2) 徴収費	36,600	37,731	△ 1,131	97.0
(項3) 介護認定審査会費	389,605	374,488	15,117	104.0
(項4) 趣旨普及費	984	7,653	△ 6,669	12.9
(款2) 保険給付費	41,472,052	41,060,168	411,884	101.0
(項1) 介護サービス等諸費	39,031,607	38,011,390	1,020,217	102.7
(項2) 介護予防サービス等諸費	688,148	858,559	△ 170,411	80.2
(項3) その他諸費	41,118	51,482	△ 10,364	79.9
(項4) 高額介護サービス等費	795,299	951,367	△ 156,068	83.6
(項5) 高額医療合算介護サービス費	86,798	133,296	△ 46,498	65.1
(項6) 特定入所者介護サービス等費	829,082	1,054,074	△ 224,992	78.7
(款3) 地域支援事業費	1,981,899	2,053,805	△ 71,906	96.5
(項1) 介護予防・生活支援サービス事業費	1,233,094	1,310,920	△ 77,826	94.1
(項2) 一般介護予防事業費	127,050	127,692	△ 642	99.5
(項3) 包括的支援事業・任意事業費	621,755	615,193	6,562	101.1
(款4) 基金積立金	2,634	2,741	△ 107	96.1
(項1) 基金積立金	2,634	2,741	△ 107	96.1
(款5) 諸支出金	20,150	20,150	0	100.0
(項1) 償還金及び還付加算金	20,150	20,150	0	100.0

【国民健康保険事業特別会計】

(単位：千円、%)

区分 予算科目(款・項)	令和3年度 当初予算(案) A	令和2年度 当初予算 B	対前年度比較	
			増減額 A-B	増減率 A/B
国民健康保険事業特別会計 合計	33,356,520	33,602,331	△ 245,811	99.3
(款1) 総務費	460,077	484,618	△ 24,541	94.9
(項1) 総務管理費	394,620	418,187	△ 23,567	94.4
(項2) 運営協議会費	280	280	0	100.0
(項3) 趣旨普及費	2,912	2,733	179	106.5
(項4) 特別対策事業費	62,265	63,418	△ 1,153	98.2
(款2) 保険給付費	24,000,664	24,009,105	△ 8,441	100.0
(項1) 療養諸費	21,010,416	21,048,415	△ 37,999	99.8
(項2) 高額療養費	2,910,283	2,866,450	43,833	101.5
(項3) 移送費	300	300	0	100.0
(項4) 出産育児諸費	64,713	79,840	△ 15,127	81.1
(項5) 葬祭諸費	13,800	14,100	△ 300	97.9
(項6) 傷病手当金	1,152	0	1,152	皆増
(款3) 国民健康保険事業費納付金	8,570,495	8,778,184	△ 207,689	97.6
(項1) 医療給付費分	5,770,781	5,918,204	△ 147,423	97.5
(項2) 後期高齢者支援金等分	2,104,488	2,119,731	△ 15,243	99.3
(項3) 介護納付金分	695,226	740,249	△ 45,023	93.9
(款4) 保健事業費	278,613	283,876	△ 5,263	98.1
(項1) 特定健康診査等事業費	211,298	214,846	△ 3,548	98.3
(項2) 保健事業費	67,315	69,030	△ 1,715	97.5
(款5) 基金積立金	3,695	3,572	123	103.4
(項1) 基金積立金	3,695	3,572	123	103.4
(款6) 公債費	375	375	0	100.0
(項1) 公債費	375	375	0	100.0
(款7) 諸支出金	41,601	41,601	0	100.0
(項1) 償還金及び還付加算金	41,601	41,601	0	100.0
(款8) 予備費	1,000	1,000	0	100.0
(項1) 予備費	1,000	1,000	0	100.0

【市民後見推進事業費】

## 2 市民後見推進事業について（拡充）

[長寿福祉課]

(1) 予算額 13,418千円

財源内訳	国庫補助金	500千円
	県補助金	1,500千円
	一般財源	11,418千円

### (2) 事業目的

成年後見制度の普及啓発、相談及び利用支援を行うとともに、第三者後見人への需要に対し、法律や福祉の知識を備えた市民後見人の育成、市民後見人の活動支援体制を整備するもの。

また、「とやま福祉後見サポートセンター」の機能を拡充し、地域連携ネットワークの構築を図るもの。

### (3) 事業内容

富山市社会福祉協議会に委託している「とやま福祉後見サポートセンター」において、成年後見制度に関する相談・利用支援、広報・普及啓発、市民後見人養成、市民後見候補者の登録・受任調整、市民後見人への活動支援、法人後見・後見監督人の受任、成年後見制度に関わる関係機関等との連携等を引き続き実施する。

加えて、新たに市長申立てにおける後見人等受任調整の機能を追加するなど、権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能を強化する。

【老人日常生活用具給付事業費】

### 3 高齢者エアコン購入費等助成事業について（新規）

[長寿福祉課]

(1) 予算額 5,000千円

財源内訳 国庫補助金 5,000千円

#### (2) 事業目的

近年、猛暑日の増加により高齢者が自宅内で熱中症になることが懸念されている。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により自宅で過ごす高齢者が増加したことから、熱中症を予防するため、自宅にエアコンがない高齢者のみの世帯に対し、新たにエアコンを購入して設置した場合、その購入及び設置に必要な費用の一部を助成することで、日常生活の便宜及び健康な生活の維持を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

#### (3) 事業内容

##### ア. 補助対象者.

自宅にエアコンがない、または設置されているエアコンが壊れていることにより使用できるエアコンが1台もない市内に居住する65歳以上の高齢者のみの世帯で、市町村民税非課税世帯。

##### イ. 補助率

10分の10

##### ウ. 助成額

対象者につき上限50千円

##### エ. その他

令和3年5月1日から令和3年8月31日までに設置したエアコン等で、1世帯1台まで。

【高齢者生きがい対策費】

4 ほっこり・にっこり・ふれあい交流促進事業について

(新規)

[長寿福祉課]

(1) 予算額 20,000千円

〔 財源内訳 国庫補助金 20,000千円 〕

(2) 事業目的

古くから地域に根ざし、身近な交流の場、ふれあいの場であった公衆浴場が、今般のコロナ禍において改めて評価されている。こうした中、今後のウィズコロナ、アフターコロナも見据え、地域におけるコミュニティ空間としての機能を強化することに対し補助することで、高齢者の介護予防、地域の保健福祉の向上、地域共生社会の形成を図るもの。

(3) 事業内容

高齢者等が地域社会や世代間のふれあいを感じることができる空間を整備する公衆浴場に対し、その経費を補助するもの。

ア. 補助対象者

富山県公衆浴場業生活衛生同業組合富山支部・婦負支部に加入する公衆浴場

イ. 補助率

10分の10

ウ. 補助上限額

1事業者につき上限2,000千円

【社会福祉一般管理費】

5 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業について

(新規)

[保険年金課]

(1) 予算額 7, 157千円

〔 財源内訳 受託収入 1, 550千円 〕

(2) 事業目的

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、国民健康保険と後期高齢者の保健事業及び介護予防の事業等を一体的に実施することにより、市民の生涯にわたる生活の質の維持・向上につなげるとともに、医療費全体の適正化を図るもの。

(3) 事業内容

国保データベースシステムを活用して地域の健康課題の分析や支援を必要とする対象者の把握を行い、高齢者に対する個別的支援等を実施する。

ア. 地域の健康課題の整理・分析及び事業実施計画の作成

国保データベースシステム設置委託料、借上料

3, 304千円

イ. 健康診査の情報・レセプトデータ等の突合による支援すべき対象者の抽出

対象者分析・抽出業務等委託料

2, 764千円

ウ. 高齢者に対する保健指導等の個別的支援

エ. 高齢者が集う通いの場を活用した低栄養・フレイル（虚弱）予防等の指導及び啓発

※ その他事務費として、消耗品費1, 000千円、通信運搬費89千円を計上。



【介護保険事業特別会計】

6 住民主体型通所サービス事業について（拡充）

[長寿福祉課]

(1) 予算額 2,477千円

{	財源内訳	国庫補助金	611千円
		県補助	310千円
		支払基金交付金	669千円
		介護保険料	577千円
		繰入金等	310千円

(2) 事業目的

介護人材のすそ野を広げることにより、介護専門職の、身体介護を中心とした中重度支援へのシフトにつなげるとともに、地域共生社会の理念のもと、互助を基本とする地域の支え合いの体制づくりの推進、高齢者の社会参加の促進、健康寿命の延伸などを目的に、住民主体による通いの場の活動に対して助成するもの。

(3) 事業内容

ア. 補助内容

【基本】

項目	補助対象経費	補助率	補助限度額
活動開始支援補助	・活動する建物の修繕費、改修費（軽微なもののみ） ・活動開始に必要な備品購入費	10/10	50,000円
活動補助	・活動に必要な消耗品費、燃料費、使用料、賃借料及びリース料、サービスの利用調整を行う間接的な人件費、ボランティア活動に対する奨励金 等	10/10	240,000円/年 (20,000円/月)

※活動開始支援補助は、開始初年度に限り、通いの場ごとに1回限り

【加算】（令和3年度より新設）

項目	補助対象経費	補助率	補助限度額
家賃補助	・家賃、共益費、光熱水費	10/10	120,000 円/年 (10,000 円/月)
送迎補助	・サービスの運営主体と同一の主体が送迎を行う場合	—	6,000 円/年 (500 円/月)

イ. 実施主体

市内の地域住民が主体で構成する団体（5人以上）、NPO法人等

ウ. 活動内容

軽運動、レクリエーション、頭の体操、趣味教室など、高齢者の閉じこもり予防、介護予防に資する活動（地域における専門職の関与や高齢者が社会参加できる機会の創出、地域共生社会の推進などの独創的な取組を含む）

エ. 補助要件

- ・ 65歳以上の高齢者5人以上、かつ要支援認定者（要支援1・2）、事業対象者が利用者全体の半数以上
- ・ 週1回以上の活動
- ・ 1回につき2時間以上の活動 等

※ 事業対象者：高齢者の身体機能や栄養状態、外出頻度などの状況を確認するための「基本チェックリスト」により、生活機能の低下の恐れがあり「介護予防・生活支援サービス事業」の対象として認められる者。

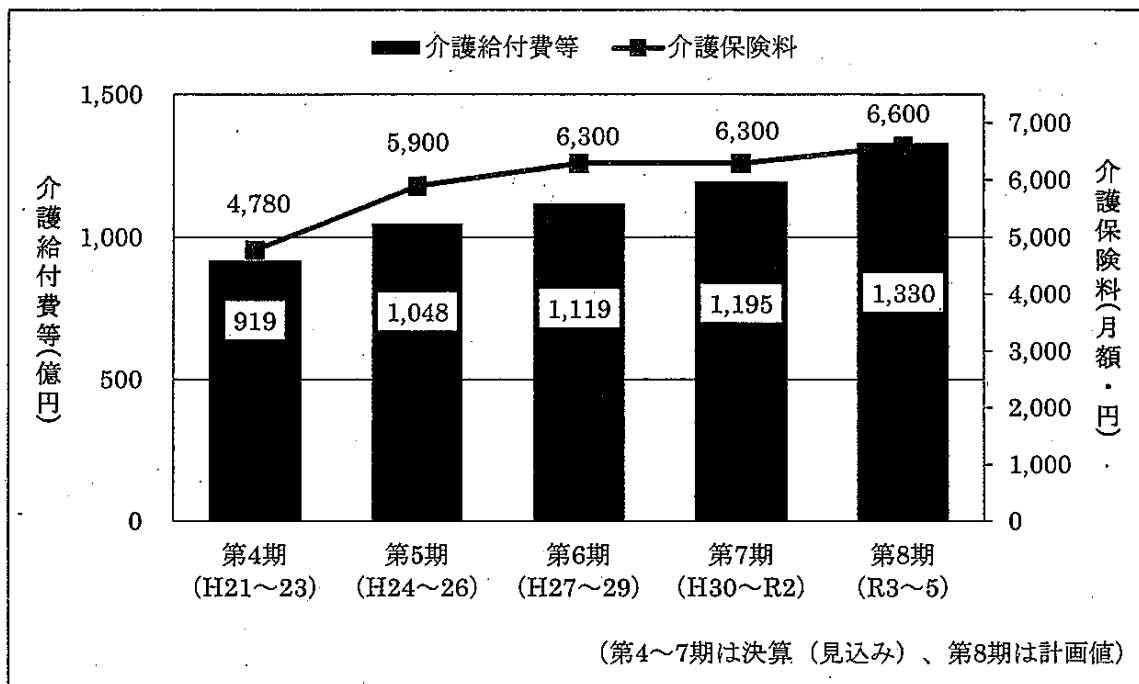


(3) 所得段階別保険料

所得段階	対象者	第7期 (令和2年度分)		第8期 (令和3～5年度)		
		基準額 に対する 割合	年額 保険料	基準額 に対する 割合	年額 保険料	
第1段階	世帯全員 が市民税 非課税	生活保護受給者または、老 齢福祉年金受給者または、 前年の合計所得金額と課税 年金の年額の合計額が 80万円以下の方	0.25	18,900円 (軽減措置後)	0.25	19,800円 (軽減措置後)
第2段階		前年の合計所得金額と課税 年金の年額の合計額が 80万円を超え120万円以下 の方	0.45	34,100円 (軽減措置後)	0.45	35,700円 (軽減措置後)
第3段階		前年の合計所得金額と課税 年金の年額の合計額が 120万円を超える方	0.70	53,000円 (軽減措置後)	0.70	55,500円 (軽減措置後)
第4段階	世帯員に 市民税が 課税され ている方 がいる が、本人 は市民税 非課税	前年の合計所得金額と課税 年金の年額の合計額が 80万円以下の方	0.85	64,300円	0.85	67,400円
第5段階		前年の合計所得金額と課税 年金の年額の合計額が 80万円を超える方	1.00	75,600円 (基準額)	1.00	79,200円 (基準額)
第6段階	本人に市 民税が課 税されて いる	前年の合計所得金額が 80万円未満の方	1.15	87,000円	1.15	91,100円
第7段階		前年の合計所得金額が 80万円以上125万円未満の 方	1.20	90,800円	1.20	95,100円
第8段階		前年の合計所得金額が 125万円以上190万円未満の 方	1.30	98,300円	1.30	103,000円
第9段階		前年の合計所得金額が 190万円以上400万円未満の 方	1.50	113,400円	1.50	118,800円
第10段階		前年の合計所得金額が 400万円以上700万円未満の 方	1.85	139,900円	1.85	146,600円
第11段階		前年の合計所得金額が 700万円以上1,000万円未満 の方	2.00	151,200円	2.00	158,400円
第12段階		前年の合計所得金額が 1,000万円以上の方	2.10	158,800円	2.10	166,400円

※ 第1段階から第3段階の年額保険料は、低所得者の保険料軽減措置後の金額で表示しています。

(4) 第4期以降の介護保険料の推移



(5) 施行日 令和3年4月1日

## 8 富山市国民健康保険条例の一部改正について

[保険年金課]

### (1) 富山市国民健康保険料率の改正について

本市の国民健康保険事業の収支状況は、平成25年度の保険料率の改正以降、平成30年度まで黒字決算となり、令和元年度末で国民健康保険事業基金残高は約36億円となっている。

本市においては、国保財政の健全化を図り、医療費適正化、収納率の向上に取り組んだことや県単位化に伴う国保改革にあわせ公費が拡充されたことから、現行の保険料の水準では、今後も黒字状況が続き基金残高が増加すると見込まれる。

このことから、毎年一定程度基金を繰入れることにより、県単位化に伴う将来的な保険料水準の統一までの間、本市の国保財政の収支の均衡を図るため、保険料率の改正を行うもの。

#### (保険料率の改正内容)

		現行	改正案	増減
医療 給付費分	所得割	7.4%	6.4%	▲1.0%
	均等割	25,680円	25,000円	▲680円
	平等割	22,560円	17,500円	▲5,060円
後期高齢者 支援金分	所得割	2.1%	2.3%	0.2%
	均等割	8,160円	8,200円	40円
	平等割	6,480円	7,000円	520円
介護 納付金分	所得割	2.1%	2.3%	0.2%
	均等割	9,360円	9,500円	140円
	平等割	6,000円	6,500円	500円
合計	所得割	11.6%	11.0%	▲0.6%
	均等割	43,200円	42,700円	▲500円
	平等割	35,040円	31,000円	▲4,040円

(1人当たり及び1世帯当たり平均保険料)

平均保険料		現行	改正案	増減	平均改定率
1人当たり	年額	98,383円	92,023円	▲6,360円	▲7.0%
1世帯当たり	年額	143,950円	133,127円	▲10,823円	

(2) その他法改正等に伴う規定の整備

ア. 所得割額の算定方法の見直し

低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設

イ. 軽減判定所得の算定方法の見直し

基礎控除額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。

ウ. 被保険者とし不在者の規定の根拠となる国の通知の廃止に伴う項目の削除

エ. 傷病手当金の支給対象となる根拠規定の見直し

(3) 施行年月日

令和3年4月1日【(2)ウ、エの規定については公布の日】